

令和6年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」
～概要～

I. ポイント

《公益法人の概況》

- 公益法人数は9,746法人（前年比+35、令和6年12月1日現在）となった（2頁「法人数」）。
 - 公益法人の認定は78法人、解散は14法人、公益認定の取消しは16法人、合併は6件^{（注）}である（対象期間は、令和5年12月1日から6年11月30日）（2頁「法人の認定・解散・公益認定の取消し・合併件数」）。
- （注） 6件の合併により6法人減
- 公益目的事業費用額は6,265,816百万円となり、前年より103,608百万円増加している（7頁「公益目的事業費用額」）。

《公益認定等委員会の活動報告》

- 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第29号）が成立。同法の成立に伴い、公益認定等ガイドラインを改定し、審査基準を明確にして予見可能性を高めた。また、手引き・FAQを改訂し、法人の申請事務や業務運営に資するよう、各種の手段により情報提供の充実を図った。
- 新たな公益法人制度改革に伴い、新たな「公益法人会計基準」及び新たな「公益法人会計基準の運用指針」を委員会において決定
- 「法人等との対話」の活動として「新しい公益法人制度対話フォーラム」等を開催、YouTubeチャンネルを開設するなど情報発信力を強化しその成果を広く公表

Ⅱ. 主な内容

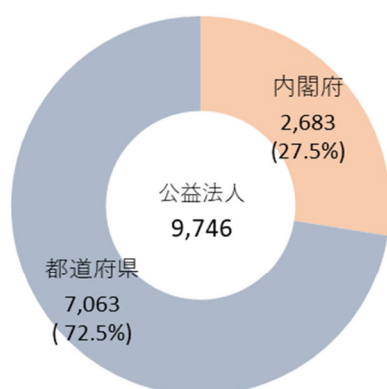
第1部 公益法人の概況

1. 法人数

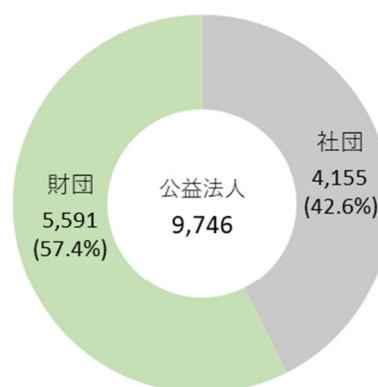
令和6年12月1日の公益法人は9,746法人（前年比+35）である。

公益法人数は、公益認定により増加し、また法人の解散、公益認定の取消し又は合併に伴い減少する。

認定行政庁別



社団・財団別



(注) 公益認定：一般法人で公益認定を受けたもの。
(時系列表は末尾資料参照)

法人の認定・解散・公益認定の取消し・合併件数

	認定		解散		取消し		合併	
	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県
令和5年度	47	31	3	11	3	13	2	4

- (注) 1 表中の「年度」は、12月1日から翌年11月30日までを指す。
 2 表中の「解散」法人数は、対象期間中に解散の届出及び清算終了の届出を行った法人。以下同じ。
 このほか、過年度解散の届出を行い、対象期間中に清算終了の届出を行った法人は7法人
 3 表中の「合併」件数の内訳は、法人増なし、6法人減

2. 社員・役職員等

(1) 社員（公益社団法人）

社員は、社員総会に参加して議決権を行使する。社員総会は、定款変更、役員を選解任等を行う権限を有する公益社団法人の最高議決機関である。

社員数規模別の公益社団法人数とその割合

	法人数	社員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	2～99 人	100～ 499人	500～ 999人	1000～ 4999人	5000人 以上
内閣府	827	705,012	852	126	356	286	68	91	26
都道府県	3,328	2,423,325	728	240	972	1,311	482	506	57
合計	4,155 (100.0%)	3,128,337	753	216	1,328 (32.0%)	1,597 (38.4%)	550 (13.2%)	597 (14.4%)	83 (2.0%)
前年合計	4,162 (100.0%)	3,157,010	759	217	1,331 (32.0%)	1,582 (38.0%)	565 (13.6%)	601 (14.4%)	83 (2.0%)

(注) 各法人の公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

(2) 評議員（公益財団法人）

評議員については、3名以上でなければならない。評議員によって構成される評議員会は、定款変更、役員を選解任の権限を有する公益財団法人の議決機関である。

評議員数規模別の公益財団法人数とその割合

	法人数	評議員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
内閣府	1,856	17,645	9.5	8	1,209	537	68	13	6	23
都道府県	3,735	35,471	9.5	7	2,534	989	105	37	24	40
合計	5,591 (100.0%)	53,116	9.5	7	3,743 (66.9%)	1,526 (27.3%)	173 (3.1%)	50 (0.9%)	30 (0.5%)	63 (1.1%)
前年合計	5,549 (100.0%)	53,930	10	8	3,621 (65.3%)	1,604 (28.9%)	177 (3.2%)	49 (0.9%)	30 (0.5%)	68 (1.2%)

(注) 1 各法人の公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

2 データ基準日(令和6年12月1日)において、解散等により既に評議員が解任され3人未満となっているが、清算結了の届出が完了しておらず、システム上現存扱いとなっている法人が存在している。集計では、「法人数」「評議員数計」「平均値」「中央値」の算出に含めているが、評議員数の規模別には該当の階級がないため含めていない。

(3) 理事

理事は、一般法人の役員である。全理事で構成する理事会は、公益法人においては必置の機関であり、法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督するとともに、理事の中から代表理事や業務執行理事を選定する。

理事数規模別の公益法人数（社団・財団別）とその割合

		法人数	理事数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
内閣府	社団	827	15,271	18.5	17	137	360	252	49	10	18
	財団	1,856	16,663	9.0	8	1,223	548	64	17	1	2
	計	2,683	31,934	11.9	9	1,360	908	316	66	11	20
都道府県	社団	3,328	63,122	19.0	14	529	1,889	427	165	125	191
	財団	3,735	34,128	9.1	8	2,483	1,088	117	38	5	3
	計	7,063	97,250	13.8	10	3,012	2,977	544	203	130	194
合計	社団	4,155	78,393	18.9	15	666	2,249	679	214	135	209
	財団	5,591	50,791	9.1	8	3,706	1,636	181	55	6	5
	計	9,746	129,184	13.3	10	4,372	3,885	860	269	141	214
前年合計		9,711	129,933	13.4	10	4,294	3,914	880	258	141	224
		(100.0%)				(44.2%)	(40.3%)	(9.1%)	(2.7%)	(1.5%)	(2.3%)

(注) 1 各法人の公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

2 データ基準日（令和6年12月1日）において、解散等により既に理事が解任され3人未満となっているが、清算終了の届出が完了しておらず、システム上現存扱いとなっている法人が存在している。集計では、「法人数」「理事数計」「平均値」「中央値」の算出に含めているが、理事数の規模別には該当の階級がないため含めていない。

(4) 監事

公益法人には監事を置くこととされ、計算書類等の監査及び理事の職務執行の監査を行う。一定の場合には、法人の利益を守るための行動をとることが求められるなど、監事は法人の重要な機関である。

常勤・非常勤別の監事数

	法人数	監事数計		常勤 (人)	非常勤 (人)
		常勤監事がある法人数	(人)		
内閣府	2,683	27	5,181	31	5,150
		(1.0%)			
都道府県	7,063	40	14,643	43	14,600
		(0.6%)			
合計	9,746	67	19,824	74	19,750
		(0.7%)	(100.0%)	(0.4%)	(99.6%)
前年合計	9,711	65	19,865	71	19,794
		(0.7%)	(100.0%)	(0.4%)	(99.6%)

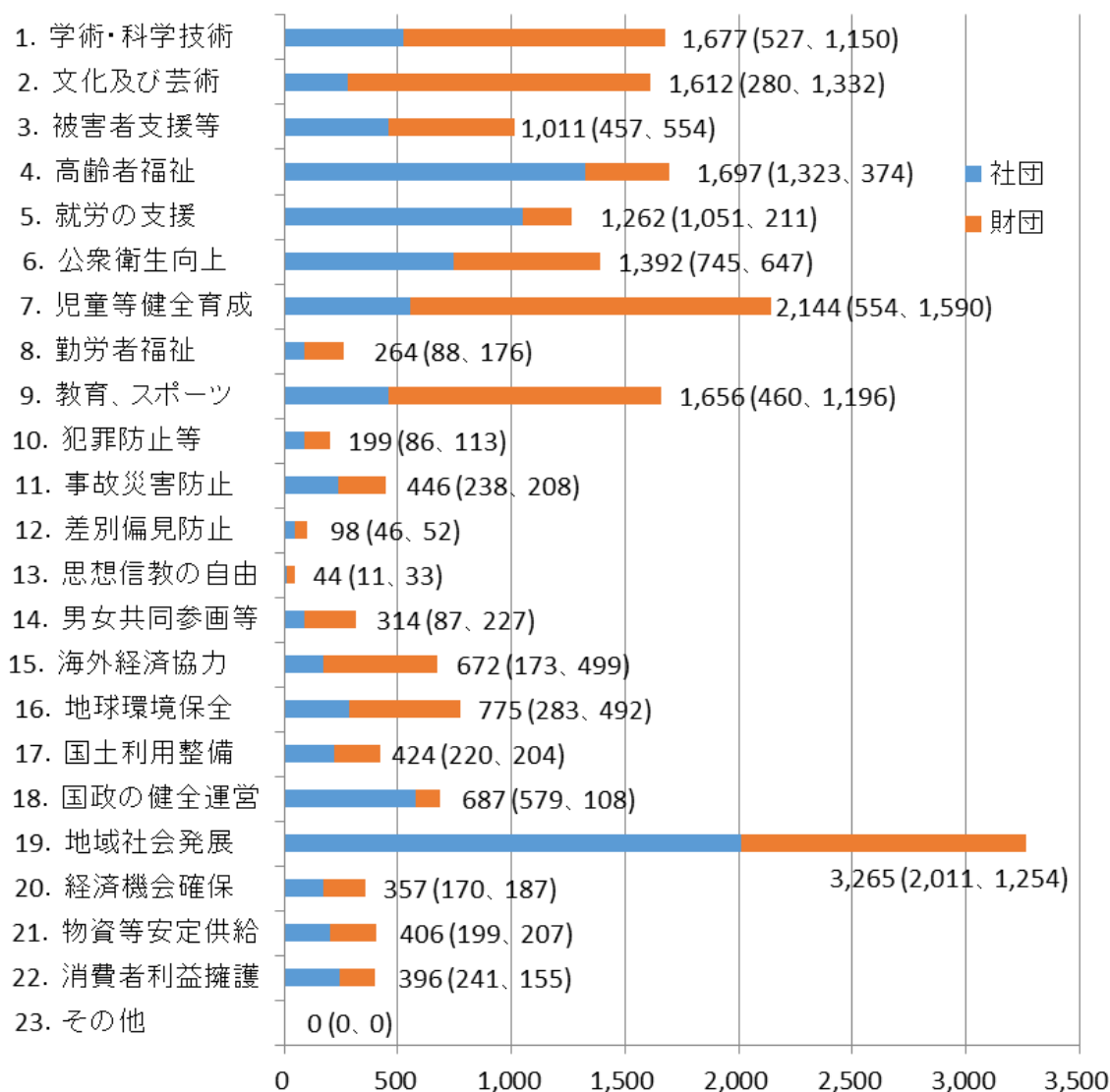
(注) 1 各法人の公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

2 週3日以上法人の業務に従事する者を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とする。

3. 公益目的事業の事業目的

公益目的事業を事業目的別に見ると、多い順に「19. 地域社会発展」33.5%、「7. 児童等健全育成」22.0%、「4. 高齢者福祉」17.4%となっている。

公益目的事業の事業目的別（23事業）の法人数



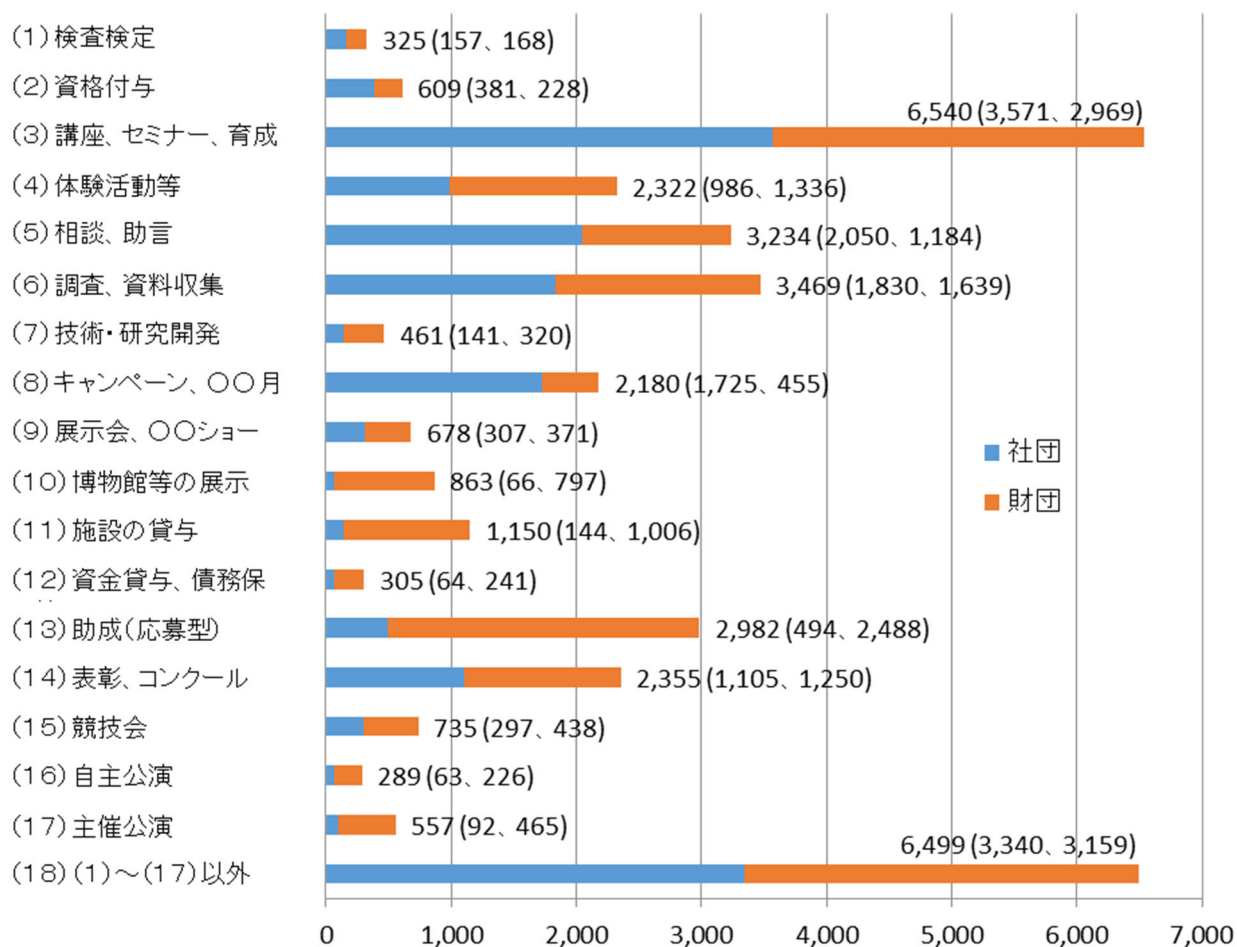
(注) 1 各法人の公益認定又は変更認定の認定データによる。

2 複数事業を行う法人及び複合目的の事業があるため、延べ法人数は法人実数と異なる。

4. 公益目的事業の事業類型

公益目的事業を事業類型別に見ると、多い順に「(3) 講座、セミナー、育成」67.1%、「(6) 調査、資料収集」35.6%、「(5) 相談、助言」33.2%となっている。

公益目的事業の事業類型別（18 類型）の法人数



(注) 1 各法人の公益認定又は変更認定の認定データによる。

2 複数事業を行う法人及び複合形態の事業があるため、延べ法人数は法人実数と異なる。

5. 公益目的事業費用額

公益目的事業を費用規模別に見ると、「1千万円以上5千万円未満」と「1億円以上5億円未満」の法人が多い。

公益目的事業費用額規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	合計額 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円 以上5千 万円未満	5千万円 以上1億 円未満	1億円 以上5億円 未満	5億円 以上10億円 未満	10億円 以上
内閣府	社団	823	849,246	1,032	84	59	251	143	254	51	65
	財団	1,821	2,305,564	1,266	77	231	519	267	495	124	185
	計	2,644	3,154,809	1,193	80	290	770	410	749	175	250
都道府県	社団	3,321	925,401	279	74	486	945	414	1,122	197	157
	財団	3,717	2,185,605	588	60	702	1,052	388	819	308	448
	計	7,038	3,111,007	442	68	1,188	1,997	802	1,941	505	605
合計	社団	4,144 (100.0%)	1,774,647	428	77	545 (13.2%)	1,196 (28.9%)	557 (13.4%)	1,376 (33.2%)	248 (6.0%)	222 (5.4%)
	財団	5,538 (100.0%)	4,491,169	811	66	933 (16.8%)	1,571 (28.4%)	655 (11.8%)	1,314 (23.7%)	432 (7.8%)	633 (11.4%)
	計	9,682 (100.0%)	6,265,816	647	71	1,478 (15.3%)	2,767 (28.6%)	1,212 (12.5%)	2,690 (27.8%)	680 (7.0%)	855 (8.8%)
前年合計		9,644 (100.0%)	6,162,208	639	70	1,537 (15.9%)	2,756 (28.6%)	1,175 (12.2%)	2,645 (27.4%)	704 (7.3%)	827 (8.6%)

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（令和6年12月1日時点の入力確認済みデータ）による（時系列表は末尾資料参照）。

第2部 公益認定等委員会の活動報告

1. 公益認定等委員会の取組

令和6年度の主な取組

○公益法人制度改革に伴う公益認定等ガイドラインの抜本的な見直し

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」が、令和6年5月に成立。委員会は、「公益認定等ガイドライン研究会」を開催し、民間による社会的課題解決に向けた公益的な諸活動の活性化を図るという制度改革の趣旨を適切に発揮できるよう検討を行い、令和6年12月に公益認定等ガイドラインを改定した。また、手引き・FAQを改訂し、法人の申請事務や業務運営に資するよう、各種の手段により情報提供の充実を図った。

○公益法人会計基準の見直し

公益法人制度改革に伴い、公益法人の会計に関する研究会において新たな会計基準の策定に向けた検討を実施した。当該検討を踏まえ、令和6年12月に新たな「公益法人会計基準」及び新たな「公益法人会計基準の運用指針」を委員会において決定した。

○「新しい公益法人制度対話フォーラム」等の開催

公益法人が社会的課題の変化等に対応し、より柔軟・迅速で効果的な社会活動を展開できる仕組みとなることから、公益法人に求められることや今後の可能性などについて、実際に公益活動に携わる関係者が参加する対話フォーラムを令和6年12月に開催した。また、YouTubeチャンネルを開設するなど情報発信力を強化しその成果を広く公表を行った。

2. 委員会の事務処理状況

公益法人制度においては、行政庁が、民間有識者からなる合議制の機関の意見に基づき、法人の公益性を認定することとされている。一般法人の公益認定、公益法人の変更認定、一般法人の公益目的支出計画の変更認可、合併による地位の承継の認可等の申請に対し行政庁が処分をしようとする場合には、原則として、合議制の機関（行政庁が内閣総理大臣の場合は、公益認定等委員会）に諮問しなければならないとされている。

また、合議制の機関は、報告徴収、立入検査等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、公益認定の取消し等の措置をとることについて、行政庁に勧告をすることができる。

令和6年度における申請・監督件数

	内閣府	都道府県	計
申請（公益認定）	58	41	99
答申（公益認定）	63	35	98
立入検査	356	1,883	2,239
報告徴収	5	68	73
行政庁に対する勧告（勧告）（注）	1	3	4

（注） 1 合議制の機関から行政庁に対する勧告を受け、行政庁において法人に対する勧告を実施

2 行政庁に対する勧告（命令、公益認定の取消しに係るもの）は実績なし。

資料

各年12月1日現在の公益法人数

		令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
内閣府	社団	806	812	821	823	825	827
	財団	1,703	1,729	1,763	1,783	1,815	1,856
	計	2,509	2,541	2,584	2,606	2,640	2,683
都道府県	社団	3,367	3,363	3,353	3,348	3,337	3,328
	財団	3,705	3,710	3,703	3,718	3,734	3,735
	計	7,072	7,073	7,056	7,066	7,071	7,063
合計	社団	4,173	4,175	4,174	4,171	4,162	4,155
	財団	5,408	5,439	5,466	5,501	5,549	5,591
	計	9,581	9,614	9,640	9,672	9,711	9,746

法人の解散数、公益認定の取消し数、合併による減少公益法人（減少事由別）

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
解散	内閣府	5	2	5	2	6	3
	都道府県	11	15	18	7	10	11
取消し	内閣府	5	2	1	3	2	3
	都道府県	5	10	14	14	15	13
合併	内閣府	3	1	1	2	1	1
	都道府県	15	8	7	10	3	5
合計	内閣府	13	5	7	7	9	7
	都道府県	31	33	39	31	28	29

(注) 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

公益目的事業費用額

(単位：百万円)

		令和3年	4年	5年	6年
内閣府	社団	690,821	757,846	821,928	849,246
	財団	1,505,255	2,103,097	2,245,352	2,305,564
	計	2,196,076	2,860,944	3,067,280	3,154,809
都道府県	社団	875,230	945,007	975,118	925,401
	財団	2,036,064	2,075,227	2,119,810	2,185,605
	計	2,911,294	3,020,233	3,094,928	3,111,007
合計	社団	1,566,051	1,702,853	1,797,046	1,774,647
	財団	3,541,319	4,178,324	4,365,162	4,491,169
	計	5,107,370	5,881,177	6,162,208	6,265,816

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（令和6年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

申請件数（公益認定）

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内閣府	46	62	51	52	46	58
都道府県	48	35	49	39	30	41
合計	94	97	100	91	76	99

（注）表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。以下表について同じ。

答申件数（公益認定）

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内閣府	35	39	47	41	35	63
都道府県	41	40	37	34	29	35
合計	76	79	84	75	64	98

立入検査の実施件数

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内閣府	617	322	356	591	395	356
都道府県	2,121	1,795	1,676	2,066	2,057	1,883
合計	2,738	2,117	2,032	2,657	2,452	2,239

報告徴収の件数

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内閣府	8	15	14	4	5	5
都道府県	66	71	56	63	66	68
合計	74	86	70	67	71	73

行政庁に対する勧告件数

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内閣府	2	0	2	0	0	1
都道府県	0	0	0	0	3	3
合計	2	0	2	0	3	4

（注）1 合議制の機関から行政庁に対する勧告を受け、行政庁において法人に対する勧告を実施
 2 行政庁に対する勧告（命令、公益認定の取消しに係るもの）は実績なし。